

地公退ニース

No. 116
2013.12.11
定価一部20円
(会員の購読料は
(会員の中に含む)

所 東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
行 地公退職者協議会
発 行人 川端邦彦
発行人 川端邦彦
03-3262-5546

二年総務省への地公退要求提出と回答



地公退は江崎孝参議院議員の協力を得て一〇月三一日に総務省會議室で要求提出とそれに対する回答を得る形で交渉を実施した。昨年までの三年間は総務大臣政務官が対応し、総務省の所管外の事項についても政治家の責任でコメントする形だったが、政権交代後初の交渉ではこの慣行が大きく変わり、公務員部長が責任者となり、事項を担当する各セクションの職員が所管事項のみについて回答する形になった。想定されたことではあるが、政権交代を強く認識させられる対応となつた。

△ 参加者▽

総務省・三輪和夫 公務員部長
福利課長・財政局調整課理事
官・自治税務局企画課長補佐
同席・江崎孝 参議院議員
地公退・西澤・福田・塚原・
花輪・川端・黒崎・中西

地公退西澤会長
本日は多忙な中、三輪公務員部長はじめ担当者の皆さんに時間をとつていただき感謝する。
また、このような機会を作るために尽力くださった江崎孝参議院議員にお礼申し上げる。

私たちは一般行政・教育・公営交通・水道の職場で働いてきた地方公務員の退職者で構成する全国組織で、およそ三四万人の会員がいる。要求はさる七月二六日の第四回地公退定期総会で決定したものである。

この形で要望するのは四回目になる。過去三回政務官から誠意ある回答をいただき感謝している。引き続き本年も要求を提出するのでよろしくご検討願いたい。

内容は八項目で、その中にはいわゆる総務省の所管外事業も含まれている。そのことを承知したうえで、地方自治体、地方行財政と重要なかかわりがあると考えて敢えて要請内容に含めているので、可能な限り考え方を伺いたい。

内容について、何点か事務局長から説明する。

川端事務局長

今年は第一項に改めて憲法第二五条を掲げ、これを基礎にいくつかの具体的な課題をあげた。一点目は年金である。

① 年金は多くの加入者が長い時間をかけて作り上げてきた制度であり、年金受給者の生活基盤である。不斷に制度を検証し磨くことは必要だが、制度を変更する必要性と可能性、変更した場合の影響を検証することなく軽率に変更すべきものではない。この間検討されてきた「新しい年金制度」には多くの問題点があり、現実的な現行制度補強改善に議論を集中すべきだ。

② 被用者年金の一元化については、いくつの課題で從前水準の低下を余儀なくされる一方、共済組合と組合員・受給者の事情に配慮した到達点もあった。総務省の尽力を多とする。しかし、追加費用は私たちが一貫して主張してきたように年金の官民格差と

は無関係な、事業主責任による恩給等の支払い代行に過ぎない。

既に法が可決され年金減額も開始されたので要求事項からは削つたが、当事者は大きな不満を持っており、地公退は現時点でも不当な減額であると考えていることをあらためてお伝えしておく。

③ 一体改革で今後の検討課題とされた年金関連事項については、これから具体的な検討が進むであろうが、要求書では短時間労働者の年金とマクロ経済スライドについて私達の主張を述べて実現を求めている。

④ 責任投資原則に沿つた積立金運用について、地公共済が公的年金として先進的に取り組んでいることを歓迎し、さらに着実に推進されるよう期待する。

二点目は介護・生活保護である。

主には厚生労働省が担当する課題と承知しているが、地方行財政に大きな影響を及ぼすので取り上げた。総務省の立場で関係省庁に意見反映してほしい。

三点目はTPPである。

農林水産関係の関税が焦点であるかのように伝えられるが、私は非関税課題も大きな打撃になると危惧しており、今回項目を追加した。政府方針は加入促進のようであるので、総務省が独自の主張をすることには困難があるかもしれないが、地方自治体行財政への悪影響を考慮して参加交渉から撤退する主張をしてほしい。

四点目はエネルギー政策の転換である。

福島原発の事故は、市民の大きな懸念を伴つて原発安全神話の虚偽を明らかにした。この事実に直面してなお原発の安全性を主張し稼動を推進するのは福島事故被災者を侮辱し、国民に対する確信犯的加害になる。地方自治を所管する総務省として、自治体と協力してエネルギー政策の抜本的見なおしと原発に依存しない社会作りに向けて取り組んでほしい。とりわけエネルギー政策の地方分権を中心課題と考えるので、総務省の取り組みに期待する。

税の特別徴収、社会保障・税共通番号については従来からの主張なので本日口頭説明は省略する。よろしくご検討願いたい。

三輪和夫 公務員部長

今日はお運びいただきご苦労様。公務員行政を巡り大きく動いており、本日十分な協議時間をとれなくて申し訳ない。皆さんが職場の代表として頑張ってきたこと、今も活動しておられることに敬意を表する。また、江崎議員には日頃ご指導いただき感謝している。要望内容は広範にわたっており、総務省の範囲を超えるものも含まれているが、本日応えられる範囲で答える。以下、それぞれの担当から説明する。

1 憲法第二五条の生存権理念を基礎に社会保障諸制度及び地域福祉施策を確立すること。

(回答) 憲法は常に頭に置いて対処している。

2 年金について

(1) 年金制度の検討に当たっては、多くの加入者を持つ超長期の制度であることに留意すること。その改善・改革は実証に基づく緻密な設計と丁寧な合意形成による。また、被保険者・年金受給者の意見反映を保障すること。

(2) 「社会保障制度改革国民会議」の課題とされた「全国民共通の所得比例年金の創設・税を財源とする最低保障年金」を内容とする「新しい年金制度の創設」は、制度化に多くの問題があることを認識して、撤回の方向で検討すること。

(回答) 平成二四年に成立した被用者年金一元化法等により、共済年金は厚生年金に統合されるとともに、公的年金としての職域部分の廃止と同時に公務の特殊性にも配慮した公務員制度の一環として、「年金払い退職給付」を設けることとされたところです。

社会保障制度改革国民会議において指摘された課題等については、その審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革改革推進法第四条の規定に基づく『法制上の措置』の骨子について」が平成二五年八月二一日に閣議決定され、当該骨子に基づき、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革に関する法律案」が、臨時国会に提出されました。本法案においては、被用者年金一元化法等既に成立した年金関連法の着実な実施のための措置を講ずるとともに、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。その際には、関係者の御意見も十分伺いつつ、対応してまいりたいと考えています。

(3) 短時間労働者の被用者年金加入を抜本的に拡大すること。地方自治体に働く非常勤職員・臨時職員が被用者年金に加入できるよう制度を整備すること。

(回答) 被用者年金一元化法により公務員も厚生年金に加入することとされ、この結果、地方自治体に勤務する常勤職員も非常勤職員も、ともに厚生年金に加入することとされたところです。

また、平成二四年の通常国会において成立した年金機能強化法では、厚生年金への加入要件である一週間の所定労働時間を週三〇時間以上から週二〇時間以上に緩和するなど公務部門も含めた短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大が行われることとなつたところです。

(回答) 平成二六年の法改正で導入されたマクロ経済スライド

は、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、今後の保険料水準を固定した上で、マクロでみた給付と負担の変動に応じて、その負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組みです。

臨時国会に提出された「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」においては、世代間公平の観点から、マクロ経済スライドに基づく年金の額の改定の仕組みの在り方について、引き続き検討することとされています。

(回答) 國連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンスに着目した投資（ESG）については、地方公務員共済組合連合会において、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、平成二二年度から実施しており、全国市町村職員共済組合連合会においても、平成

二四年八月から実施しております。

地方公務員共済組合全体としては、今後両連合会の運用実績等も踏まえ、社会的責任投資等の活用に向けた検討が進むものと考えております。

3 介護基盤整備について

(回答) 現在、介護基盤の整備を推進するため、地方債等による地方財政措置や、厚生労働省の介護基盤緊急整備等臨時特例基金等による財政支援が行われているところです。

平成二六年度についても、地方の財政運営に支障が生じないよう適切に地方財政措置を講じることを検討するとともに、厚生労働省による財政支援についても所要の国費を確保するよう要請したところです。

また、平成二六年度概算要求においては、東日本大震災の被災地域における介護基盤の復旧・整備について、厚生労働省が五五億円を要求しています。

総務省としては、厚生労働省と連携しつつ、今後とも介護基盤の計画的な整備が推進されるよう適切に対応してまいります。

4 生活保護についてへ回答なし

二〇一三年度予算で生活保護基準を切り下げたこと、および法改正により申請者・受給者の権利を抑制することは、市民生活・地方自治体の諸施策に大きな悪影響を及ぼす。関係省庁と調整して速やかに復元すること。

5 税制について

(回答) 従来、公的年金の受給者の方に對しては、個人住民税

を普通徴収の方法により、年四回窓口等で直接納付していくただく手間をおかけしてきました。

このような状況を踏まえ、市町村における徴収の効率化を図りつつ、公的年金の受給者の方の納税の便宜を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収は導入されました。この導入については、全国市長会や全国町村会等からの要望があつたところです。

特別徴収の対象は、六五歳以上の方の二割強となつており、標準的な夫婦二人分の年金額から控除対象配偶者の年金額を差し引いて二〇〇万円程度となる年金収入を得ている者には、基本的に税負担は生じません。また、この制度は新たな税負担を求めるものではありません。

これを、仮に普通徴収との選択が可能な仕組みとした場合、市町村においては税務システムの改修が必要となるほか、納税者への意向確認等新たな事務負担が生じることとなります。給与からの特別徴収についても、普通徴収との選択が可能な仕組みとはされていないところです。

(回答) 國連の責任投資原則（PRI）の趣旨を踏まえた投資手法である社会的責任投資（SRI）や環境・社会・ガバナンスに着目した投資（ESG）については、地方公務員共済組合連合会において、公的年金として社会的貢献に配慮した対応も必要であるとして、平成二二年度から実施しており、全国市町村職員共済組合連合会においても、平成

